

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十一月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大山 裕

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
深谷寄居線	深谷市上野台字崩三一三一三番二地先から 同市柏合字山本六五番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	令和二年十一月二十日	平成二十七年三月二十七日付け埼玉県熊谷県土整備事務所 長告示第五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長五〇六・六〇メートル